

アレルギー専門医の講師の登録について（案）

1 現状・課題

アレルギー疾患患者の生活の質の維持向上のためには、日常的に患者へ接している学校や保育所等において、アナフィラキシーショック等の緊急時の対応ができる職員を増やす必要がある。

このため、国は、教育委員会等を通じてアレルギー疾患対策に関するガイドラインを学校や保育所等に周知し、アレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修機会の確保（全教職員を対象とした校内研修等）を促している。

しかし、拠点病院（福岡病院）が学校・保育所等に行っているエピペン講習の要望件数は、県域や私立の学校、保育所等を中心に年々増加している。なお、北九州地域においては拠点病院から遠いため、学校や保育所等が拠点病院の講習を利用しにくい状況にある。

このような現状で、拠点病院のみですべての講習会に対応するのは難しい状況であり、公的なシステム作りが必要である。

※学校や保育所向けのアレルギー疾患対策に関するガイドライン

- (1) 『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』（平成 20 年 3 月策定。令和 2 年 3 月改訂）
〔(公財)日本学校保健会（文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課監修）〕
- (2) 『学校給食における食物アレルギー対応指針』（平成 27 年 3 月策定）
〔文部科学省スポーツ青少年局学校健康教育課〕
- (3) 『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』（平成 23 年 3 月策定。平成 31 年 4 月改訂）
〔厚生労働省子ども家庭局保育課〕

【エピペン講習要望学校・保育施設数】

	北九州	福岡	筑後	筑豊	計
令和 2 年度	1	13	0	0	14
令和 3 年度	0	26	3	0	29
令和 4 年度	2	57	12	8	79

※エピペン講習は講師派遣のほか、実技動画収録 DVD 送付で対応。

※令和 4 年度は 4 月 26 日時点の申込状況。

【政令市が実施している集合研修会等】

	集合 研修	エピペン 講習	対象	開催 頻度	エピペン練習 キットの貸出
北九州市	○		市立学校	年 1 回	○
福岡市	○	○	市立学校、市立保育所	年 1 回	○

2 目的

アレルギー疾患患者を支援する人材の育成や連携体制を確保し、アレルギー疾患患者の生活の質の維持向上を図る。

※【福岡県アレルギー疾患対策推進計画 第 3 章アレルギー疾患対策推進のための施策】より抜粋

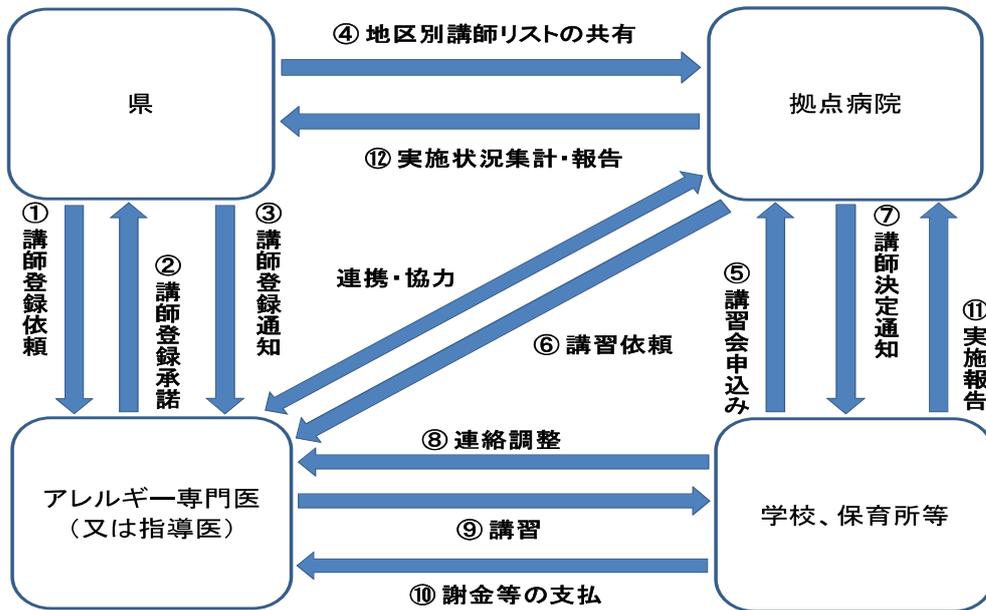
3 アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上

(2) アレルギー疾患を有する者を支援するための連携体制の確保

日常的に患者へ接している保育所、学校等の職員に対しては、基本的な知識に加え、急激なぜん息発作やアナフィラキシーショック等の緊急時の対応に備えることができるよう、研修会の定期的な実施や国、県、関係団体が作成するガイドラインやマニュアルの周知を図ります。

3 事業内容

日本アレルギー学会認定の専門医（又は指導医）に対し、講習会の講師を新たに募集、地域ごとに登録し、学校・保育所等の指導を行ってもらう。



4 講師の役割

拠点病院と連携して、地域の学校、保育所等に対する講習会の講師を担う。

5 講師の登録要件

- (1) 講師の役割を担う意思がある。
 - (2) 日本アレルギー学会認定の専門医（又は指導医）の資格を有する。
- ※登録期間は2年間（期間満了時に最新の状況を確認の上、継続登録を依頼）。

※県内の日本アレルギー学会認定の専門医又は指導医

	北九州	福岡	筑後	筑豊	計
専門医	22	64	16	9	111
指導医	1	19	4	0	24
計	23	83	20	9	135

6 拠点病院の役割

- (1) 学校・保育所等から申込みを受け付ける
- (2) アレルギー専門医（又は指導医）へ講習を依頼（県との連名）
- (3) 学校・保育所等への講師決定通知
（その後は、学校・保育所等が直接講師に連絡調整や謝金等の支払を行う）
- (4) 学校・保育所等から実施報告書（日時・場所・講習内容・参加者を記載）を受理
- (5) 実施状況を集計し、取りまとめたものを県に報告
- (6) 講師へのエピペン練習キットの貸出協力や講習会資料の提供（専門医等との連携・協力）
- (7) 学校・保育所等からの問合せに対する個別対応

※【福岡県アレルギー疾患医療拠点病院の指定に関する要綱（平成31年3月7日施行）】より抜粋
第5条 拠点病院の役割は、次のとおりとする。

(3) 人材育成

福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会での検討を基に、福岡県でアレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能の向上に資する研修のみならず、保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員等に対する講習の実施に、積極的に関与する。

アレルギー講習会講師登録要領（案）

1 趣旨

アレルギー疾患患者の生活の質の維持向上のためには、日常的に患者へ接している学校・保育所等において、アナフィラキシーショック等の緊急時の対応ができる職員を増やす必要がある。

県では、「福岡県アレルギー疾患医療拠点病院」（以下「拠点病院」という。）として、（独）国立病院機構 福岡病院を指定するとともに、拠点病院が実施する講習会等を通じて、アレルギー疾患患者を支援する人材を育成しているが、学校・保育所等からの講師派遣要望が年々増加している状況である。

このため、拠点病院の取組に加え、人材育成の更なる強化を図ることを目的に各地域における学校・保育所等に対する講習会の講師を担う「アレルギー講習会講師」の登録制度を構築する。

この要領は、「アレルギー講習会講師」の登録に関し、必要な事項を定めるものである。

2 アレルギー講習会講師の役割

拠点病院と連携して、地域の学校・保育所等に対するアレルギー講習会の講師を担う。

3 登録要件

- (1) 上記「アレルギー講習会講師の役割」を担う意思がある。
- (2) （一社）日本アレルギー学会認定の専門医（又は指導医）の資格を有する。

4 登録の有効期間

登録をした日から起算して2年間とする。ただし、更新を妨げない。

5 登録手続き

- (1) 福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課長（以下「がん感染症疾病対策課長」という。）は、（一社）日本アレルギー学会認定の専門医（又は指導医）に対して、「アレルギー講習会講師」への登録を依頼する。
- (2) 「アレルギー講習会講師」の登録について承諾する者は、「アレルギー講習会講師登録承諾書」（別紙）をがん感染症疾病対策課長に提出する。
- (3) がん感染症疾病対策課長は、提出された承諾書に基づき、「アレルギー講習会講師」として登録する。
- (4) がん感染症疾病対策課長は、登録を行ったときは、速やかにその旨を本人に通知する。

6 情報の提供

講習会申込者には、以下の講師情報を提供する。

- (1) 氏名並びに所属する医療機関の名称、所在地及び連絡先
- (2) 保有する（一社）日本アレルギー学会認定の専門医（又は指導医）資格
- (3) 専門領域（診療科）及び講習可能なアレルギー疾患名
- (4) 講習会等の実施可能日及び対応可能な地域

7 登録の解除

次の場合、福岡県は講師の登録を解除する。

- (1) 登録解除の申し出があった場合
- (2) （一社）日本アレルギー学会認定の専門医資格を喪失した場合
- (3) その他登録することが適切でないと判断される場合

提出先：福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課 疾病対策係
FAX：092-643-3331

アレルギー講習会講師登録承諾書（案）

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課長 殿

学校、保育所等に対して実施するアレルギー講習会等の講師の登録について、次のとおり承諾します。

令和 年 月 日

（署名） _____

1 所属医療機関

医療機関所在地	〒 (-)	
医療機関名		
連絡先	TEL	FAX

2 質問事項

問1 日本アレルギー学会認定の専門医・指導医どちらの資格をお持ちですか。いずれかに○をつけてください。

専門医 ・ 指導医

問2 専門領域（診療科）について、当てはまるものすべてに○をつけてください。

内科	小児科	皮膚科	眼科	耳鼻咽喉科	アレルギー科	その他
						()科

問3 講習会等について、当てはまるものすべてに○をつけてください。

① 講習可能なアレルギー疾患

気管支ぜん息	アトピー性皮膚炎	アレルギー性鼻炎	アレルギー性結膜炎	食物アレルギー	その他
					()

② 実施可能な日

	月	火	水	木	金	土	日
AM							
PM							

要相談 ・ その他 ()

③ 対応可能な地域

北九州地域 ・ 福岡地域 ・ 筑後地域 ・ 筑豊地域

その他 () ※例：福岡市のみ)

※1及び2の内容を県に登録し、「講師情報」として講習会申込者に提供されます。